

令和7年第5回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出)

日程第 6 報告第 2号 放棄した債権の報告について (町長提出)

日程第 7 議案第 1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

日程第 8 議案第 2号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

日程第 9 議案第 3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第10 議案第 4号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について (町長提出)

日程第11 議案第 5号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び那珂川町職員の勤務
時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
(町長提出)

日程第12 議案第 6号 那珂川町税条例の一部改正について (町長提出)

日程第13 議案第 7号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について
(町長提出)

日程第14 議案第 8号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決
について (町長提出)

日程第15 議案第 9号 令和6年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について
(町長提出)

日程第16 議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業未処分利益剰余金の処分について
(町長提出)

日程第17 認定第 1号 令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について

(町長提出)

日程第 18 認定第 2 号 令和 6 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)

日程第 19 認定第 3 号 令和 6 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (町長提出)

日程第 20 認定第 4 号 令和 6 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)

日程第 21 認定第 5 号 令和 6 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て (町長提出)

日程第 22 認定第 6 号 令和 6 年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

日程第 23 認定第 7 号 令和 6 年度那珂川町下水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (13 名)

1 番	神 場 圭 司	2 番	矢 後 紀 夫
3 番	高 野 泉	4 番	福 田 浩 二
5 番	大 金 清	6 番	川 俣 義 雅
7 番	益 子 純 恵	8 番	小 川 正 典
9 番	鈴 木 繁	10 番	大 金 市 美
11 番	川 上 要 一	12 番	小 川 洋 一
13 番	益 子 明 美		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章

住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産業振興課長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生涯学習課長	斎 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、鈴木 繁議員及び10番、大金市美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から17日までの16日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から17日までの16日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子明美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情について報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに請願及び陳情等の提出はありませんでした。

次に、委員の派遣について報告いたします。

6月24日から25日の2日間、総務産業常任委員会において行政視察を実施いたしました。埼玉県長瀨町の観光振興及びスタートアップ支援事業、埼玉県秩父市の移住定住施策及び観光振興について、それぞれ視察いたしました。

7月8日から9日の2日間、教育民生常任委員会において行政視察を実施いたしました。新潟県村上市の訪問介護支援、室内遊び場及び部活動地域移行の取組について視察いたしました。

8月28日、議会広報特別委員会において、議会だより編集の向上のため、全国町村議会議長会主催の広報研修会に参加いたしました。

これらの委員の派遣については、11月10日発行の議会だより第81号に掲載し、町民の皆さんに報告する予定です。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

6月27日、第1回議長会議及び研修会が宇都宮市のニューみくらで開催されました。

議長会議において任期満了に伴う役員の改選があり、議長会の会長に市貝町の園部弘子議長、副会長には芳賀町の山口菊一郎議長と高根沢町の加藤 章議長がそれぞれ就任いたしました。任期は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間であります。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告します。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

7月15日、北沢地区の不法投棄物の撤去が完了することから、議員全員による北沢地区不法投棄地及び県営処分場現地調査を行いました。不法投棄が判明してから30年以上が経過し、不法投棄物の処理問題に1つの区切りを迎えることができ、栃木県をはじめ、ご尽力をいただいた関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

7月17日、第4回那珂川町議会臨時会が招集され、承認2件のほか、第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業整備工事請負契約の締結についてを可決いたしました。

8月1日、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が役場会議室で行われ、町議会から正副議長と総務産業常任委員長が出席いたしました。

8月11日に那珂川鮎のつかみ取り2025、8月16日には第13回那珂川町夢まつりが開催されました。連日猛暑が続いておりましたが、会場には大勢の方が訪れ、暑さに負けない盛り上がりを見せていました。

最後に、6月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催、監査等の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

7月1日に教育民生常任委員会、3日に総務産業常任委員会がそれぞれ所管事務調査を行い、現地調査及び机上調査を実施いたしました。また、行政視察のまとめのため、委員会をそれぞれ1回開催いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第80号の編集等のために3回開催し、8月10日に発行されました。

議会運営委員会については、臨時会及び定例会の運営協議などのため、2回開催しました。

議会改革特別委員会については、本委員会を4回開催しました。議員定数及び報酬の見直しに関して、7月28日に参考人招致を行い、町内の各種団体の代表から意見を伺いました。また、8月6日には公聴会を開き、公述人として申出があった方に、賛成、反対それぞれの立場から意見を述べていただきました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子明美） 日程第４、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

本日、令和７年第５回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にご出席を賜り、ありがとうございます。

今年４月から大阪・関西万博が開催されており、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界各国が未来への挑戦を発信しようとしております。

その万博における一部のパビリオンの設計を手がけたのは、皆さんご存じの馬頭広重美術館を設計された建築家、隈 研吾氏であります。世界的な舞台と私たちの町の文化拠点とが建築を通じてつながっていることは、大変誇らしいことであり、町の魅力を再認識するきっかけになるものと考えております。

万博は１０月３１日まで開催されておりますので、機会がありましたら、ぜひ隈 研吾氏設計のパビリオンを訪れてみてください。

それでは、６月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

６月１５日、那珂川満喫歩け歩け大会が町内外から約２４０名の参加者の下、開催されました。朝から降り続いた雨も上がり、時折晴れ間が見えている中での実施となりました。

同じく１５日、那珂川町合併２０周年と、子ども家庭センター開設を記念した子育て後援会があじさいホールを会場に開催されました。世界的ピアニスト辻井伸行氏の母、辻井いつ子氏を講師に招き、「その子らしく、子育てするための楽しいヒント」と題し、講演会が行われ、親子が共に健やかに成長できるようなヒントなどを話されました。

６月１９日、栃木県１１町と株式会社足利銀行との遺贈寄附制度に関する協定式が執り行われました。この協定は、町への遺贈による寄附を希望する方の意思を実現するために相互に協力し、寄附による地域貢献の活性化を推進することを目的としているものであります。

６月２１日、ウェルフルなかがわ来館者１０万人達成記念セレモニーが行われました。令和４年５月にオープンしてから約３年での達成で、１０万人目の来館者に記念品が贈られました。

６月３０日、姉妹都市のアメリカ・ホースヘッズ村親善訪問団１１名が来町され、７月１日にウェルカムパーティーを那須小川ゴルフクラブにて行いました。平成５年に姉妹都市協定

を締結してから、今回で25回目の交流となります。訪問団は7月8日まで当町に滞在し、そば打ちや陶芸ろくろ体験、勾玉づくりなどアメリカでは体験することのできない貴重な体験をし、無事帰国の途に就きました。

7月9日、カワサキトヨー住器株式会社から、わかあゆ認定こども園にサンシェードが寄贈されました。サンシェードは、紫外線をカットし、熱の侵入を抑える効果があることから、猛暑が続く中、子どもたちの熱中症予防に役立ててもらおうと、昨年のひばり認定こども園への寄贈に続き、今年も寄贈いただいたものであります。サンシェードの下では、子どもたちが元気いっぱい遊ぶ姿が見られ、明るい笑い声が聞こえてきました。

8月11日、鮎のつかみ取りが那珂川河川敷を会場に行われました。県内外から約2,500人が参加し、スタートの合図とともに、大きな歓声を上げながら一匹でも多く捕まえようと皆さん奮闘していました。

8月16日、那珂川町夢まつりが小川総合福祉センターを会場に開催されました。よさこいや太鼓演舞、地元バンドによる演奏などのステージイベントで祭りを盛り上げた後、最後に花火が打ち上げられ、多くの来場者でにぎわいました。

8月30日、戦没者、消防殉職者合同追悼式がしめやかに執り行われました。参加したご遺族や関係者は黙禱をささげ、貴い命をささげられた方々のご冥福を祈りました。また、今年は終戦から80年の節目に当たり、平和の尊さを次世代へと継承する重要性が一層強く意識されました。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては配付した資料をご覧くださいと思います。

終わりに、本定例会には、報告事項2件、議案では人事案件3件、条例改正や補正予算など7件、決算認定7件の計19案件を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（益子明美） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第5、報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、令和6年度は7.2%となり、前年度から0.3ポイント低下いたしました。これは、公債費に充当する一般財源等の額の増加と、臨時財政対策債発行可能額の減少が主な要因であります。

将来負担比率につきましては、標準財政希望に対する地方債の償還額や職員の退職手当支給予定額等、将来に負担しなければならない負債の比率でありまして、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除しますと、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各企業会計の事業の規模に対する資金不足額の比率を表すもので、水道事業会計及び下水道事業会計において資金不足は生じていないので、当該数値は該当なしとなりました。

令和6年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の基準以下となりました。健全化法上においては健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第6、報告第2号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄いたしましたので、同条第16条の規定により議会に報告するものであります。

令和6年度中における水道料金につきまして、同条例第15条第1項第4号に該当するものとして32万3,702円、4人の債権を放棄いたしました。

以上の4名に対しましては、町では同条例に基づき債権の徴収に向け適正な手続を継続してきたところですが、徴収には至りませんでした。町にとって債権は貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理に努めてまいりたいと考えます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番、大金 清議員の退場を求めます。

〔5番 大金 清退場〕

○議長（益子明美） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

先般、議員選任の鈴木 繁監査委員の辞職願を承認し、8月20日付をもって退職されたことに伴い、後任の監査委員を選任するものであります。

鈴木監査委員におかれましては、在任中、その職務に全力を傾注され、厚く感謝と敬意を表するところであります。

今回提案します議員選任の監査委員は、大金 清議員であります。

大金議員は、ご承知のとおり、旧馬頭町に入庁し、合併後の那珂川町の職員として行政執行に当たられ、平成28年3月に退職後、平成30年5月より那珂川町議会議員として、職員時代と同様に那珂川町の行政推進に尽力されております。

議員選任の監査委員として、人格、識見ともに申し分ない方で、適任者としてご提案し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

5番、大金 清議員の入場を許します。

〔５番 大金 清入場〕

○議長（益子明美） 大金 清議員に申し上げます。

議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第８、議案第２号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第２号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町監査委員のうち、現在ご尽力をいただいております識見者選任監査委員の岸 建一氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。

岸監査委員におかれましては、令和３年11月から４年間、代表監査委員として町政の健全な運営にご尽力いただきました。厳正かつ公正な監査活動を通じ、町行政の透明性と信頼性の確保に多大な貢献をいただきましたことに対し、厚く感謝と敬意を表するところであります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、識見者監査委員の選任について、議案書に記載のとおり、新たに黒坂賢一氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

黒坂氏は、昭和51年から平成27年までの39年間にわたり、馬頭町農業協同組合と３ＪＡ合併後の那須南農業協同組合に勤務され、その後も９年間、常任理事を歴任されました。その間、経理を担当する計算室、金融、共済を担当する信用部などを経て、金融課長、総務部長として組織運営に尽力されました。さらに、退職後も同農協の常務理事を務められ、経営全般に深い知見と実務経験を積まれました。

これらの経歴により、財務、経理に関する高い専門性を有するとともに、金融業務や組織運営全般にも精通していることはもちろんのこと、人格、識見ともに申し分ない方で、適任

者としてご提案し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております青木 崇氏が、本年11月28日をもって任期満了となり、退任されることになりました。

青木委員におかれましては、令和3年11月から4年間、町教育委員会委員として教育行政の発展のためにご尽力いただいたことに対し、この場をお借りいたしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として山田 剛氏を任命いたしたくお願いするものであります。

山田氏は那珂川町馬頭在住で、平成10年から学校薬剤師として町内児童の健康維持及び学校の環境衛生の維持管理にご尽力いただき、現在もその役職を担っていただいております。那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、佐藤 寿氏、渡邊芳枝氏、木村輝明氏と今回、任期満了となります青木 崇氏の4名の委員であります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第4号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴い、選挙運動用のビラの作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額について、国に準じて改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。1点目は、選挙運動用ビラの作成であります。ビラ作成契約に係る1枚当たりの単価を現行の「7円73銭」から「8円38銭」とするものです。

2点目は、選挙運動用ポスターの作成であります。1枚当たりの単価を、現行の「541円31銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額」から「586円88銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額」とするものです。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、議案第5号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図ること等のため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び（2）那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の以上2条例であります。

3、改正の内容であります、（1）那珂川町職員の育児休業等に関する条例についてですが、主な改正内容は次の4点であります。

1点目は、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、新たに、1年につき10日を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部または全部の時間を取得できる部分休業を第2号部分休業として、取得できるパターンを追加するものであります。

2点目は、部分休業を請求するかを申し出る単位期間を、毎年4月1日から翌年3月31日にするものであります。

3点目は、1年につき請求できる第2号部分休業の上限についてであります。内容についてであります、常勤職員については77時間30分であり、非常勤職員については1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間であります。

2ページになります。

4点目は、育児休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情についてであります。内容についてであります、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児時間に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者

が認める場合に、内容の変更をできるものであります。

(2) 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例についてですが、主な改正内容は次の2点であります。

1点目は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に伴う職員本人または配偶者の妊娠・出産についての申出をした職員に対する意向配慮等についてであります。内容についてであります。 (ア) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、 (イ) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置、 (ウ) (ア) の情報提供及び (イ) の意向確認のための措置に併せて、当該申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出をした職員の家庭の状況に起因して、当該その子の出生の日以降に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置であります。

2点目は、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供、意向確認等についてであります。内容についてであります。 (ア) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、 (イ) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置、 (ウ) (ア) の情報提供及び (イ) の意向確認のための措置に併せて、その子の心身の状況または育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置であります。

4、施行期日は、令和7年10月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 5 号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例及び那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第12、議案第 6 号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第 6 号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 税務課長。

○税務課長（田角 章） 補足説明いたします。

議案書に添付してあります参考資料 1、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1 の改正の理由であります、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、施行期日が令和 8 年 1 月 1 日以降となる那珂川町税条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、3 の改正の内容について説明いたします。

今回は施行日が異なりますので、3条立てとなっております。

初めに、令和8年1月1日が施行日となる第1条について説明いたします。

第34条の2は、所得控除についてで、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。

第36条の2第1項は、町民税の申告についてで、特定親族特別控除額の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するものです。

第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についてで、記載事項に特定親族を追加するものです。

第36条の3の3第1項は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてで、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するものであります。

次に、令和8年4月1日が施行日となる第2条関係について説明いたします。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例についてで、法律改正に合わせて新設するものです。

次に、施行日が地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となる第3条関係について説明いたします。

第18条は、公示送達についてで、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い改正するものです。

第18条の3は、納税証明事項についてで、第18条の改正に伴う規定を整備するものです。

なお、参考資料2として、新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 6 号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号及び議案第 8 号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（益子明美） 日程第13、議案第 7 号 令和 7 年度那珂川町一般会計補正予算（第 3 号）の議決について、日程第14、議案第 8 号 令和 7 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、以上 2 議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第 7 号 令和 7 年度那珂川町一般会計補正予算（第 3 号）の議決について及び議案第 8 号 令和 7 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、馬頭総合福祉センターのボイラー設備改修事業費のほか、農作業省力化対策事業費や、河川の災害復旧事業費などを計上するものであります。その補正額は、7,100万円であり、補正後の予算総額は98億9,000万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第 1 は民生費で、馬頭総合福祉センターに設置されたボイラー設備の不具合に係る改修事業費や、障害者補装具費など3,032万3,000円を計上いたしました。

第 2 は農林水産業費で、農作業省力化対策事業費や、町単農村振興事業費など2,131万円を計上しました。

第 3 は災害復旧費で、7 月 2 日の豪雨により被災した河川 3 か所の災害復旧事業費に900

万円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰入金、繰越金、諸収入のほか町債を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、過年度の精算に伴い、支払基金過年度返納金に1,570万3,000円、一般会計繰出金に1,429万7,000円を計上するもので、財源については繰越金を充てることといたしました。これによる補正額は3,000万円であり、補正後の予算総額は19億7,120万円となりました。

以上、一般会計及び介護保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,000万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

8款諸支出金、1項2目償還金は1,570万3,000円の増で、支払基金過年度返納金です。

2項1目繰出金は1,429万7,000円の増で、過年度分の一般会計への繰出金です。

以上で那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができるとしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができると決定しました。

なお、議案第8号については、議案第7号の一般会計補正予算と併せて採決を行います。

ただいま、議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに予算審査特別委員会を招集します。

◎議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第15、議案第9号 令和6年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、日程第16、議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第9号 令和6年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について及び議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度水道事業の未処分利益剰余金及び令和6年度下水道事業未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 補足説明を申し上げます。

議案第9号、別紙の令和6年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和6年度末の未処分利益剰余金の金額は1,780万3,887円です。このうち、議会の議決による処分数額は1,780万3,887円であり、全額、建設改良積立金へ積み立てるものです。

続きまして、議案第10号、別紙の令和6年度那珂川町下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和6年度末の未処分利益剰余金の金額は4,954万900円です。

このうち、議会の議決による処分額は4,954万900円であり、全額、建設改良積立金へ積み立てるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、事業名をお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては、事業名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第9号 令和6年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和6年度那珂川町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（益子明美） 再開します。

◎認定第 1 号～認定第 7 号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（益子明美） 日程第17、認定第 1 号 令和 6 年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第 2 号 令和 6 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第 3 号 令和 6 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第 4 号 令和 6 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第 5 号 令和 6 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第 6 号 令和 6 年度那珂川町水道事業決算の認定について、日程第23、認定第 7 号 令和 6 年度那珂川町下水道事業決算の認定について、以上 7 議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました認定第 1 号から認定第 7 号、令和 6 年度那珂川町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は、町政運営に当たり、この町をもっと明るく、もっと元気にしたいという思いで、「町民が働く喜びを実感できる町に」、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、「年老いても安心して、充実した生活が実感できる町に」を基本目標として、この町に住んでよかったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

令和 6 年度につきましても、第 2 次那珂川町総合振興計画に基づき、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像に設定し、

町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持って、各種施策を推進してまいりました。

特に、物価高騰対策については、地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯や子育て世帯への支援、定額減税による給付金事業や水道基本料金減免事業、法定外インフルエンザワクチン予防接種助成事業などを実施したところであります。

これまでの各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ町民の皆様のご理解、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご支援、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

続きまして、令和6年度の主な事業について申し上げます。

まず、まちづくりの基本目標である「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤の整備のうち、道路の整備では、町道薬利後沢線、上郷須賀川線など7路線の整備を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策として、所6号橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

生活基盤の整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、小口地区及び小川地区の消防ポンプ自動車を更新いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康問題は重要課題であることから、自分の健康は自分で守るという意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業として、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業を実施したほか、疾病予防対策事業を拡充するとともに、感染症対策として、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの各種ワクチン接種事業を実施いたしました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化し、関係機関との連携や各種サービスの充実を図りました。

地域づくり支援事業においては、不登校やひきこもりの方等の居場所づくりや、家族支援、就労に向けた支援を実施いたしました。また、独り暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施したほか、高齢者の生きがいづくりや要援護高齢者対策の各種事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園2園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センターの運営や、子育て支援住宅の運営事業のほか、病児保育事業や子育て短期支援事業について関係機関と連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、児童虐待防止対策の強化に取り組みしました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の健診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施いたしました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、小・中学校の授業に係るＩＣＴ支援事業を推進するとともに、施設整備事業においては、小川中学校体育館のＬＥＤ化改修工事のほか、各小学校の配膳室にエアコン設置いたしました。

また、物価高騰に直面する保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、小・中学校の給食費を半額免除する事業を継続して実施いたしました。

スポーツ・レクリエーションの振興では、屋内水泳場の運営を実施したほか、那珂川町体育施設再編計画を策定いたしました。また、第３回なかがわ清流マラソンを実施し、多くの方に参加いただきました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、多面的機能支払交付事業、中山間地域等直接支払交付事業により農地の保全活動を支援するとともに、新規就農者や担い手の育成、支援事業を実施いたしました。

また、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施いたしました。

観光の振興では、観光協会等との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に、観光、地域情報のＰＲを引き続き実施いたしました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の保全を図るため、一般廃棄物収集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を継続して実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政の健全化では、電子入札システムを導入し、入札業者の利便性の向上と事務の効率化を図りました。

「まちづくり重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のＰＲを継続して取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、産前産後サポート事業、産後ケア事業、妊産婦健診助成事業、育児パッケージ贈呈などの各事業を実施いたしました。

「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクトでは、地域おこし協力隊事業を継続して実施し、隊員の創意工夫による地域振興の取組を支援したほか、空き家の取得や改修に係る補助金の交付、移住定住の促進を目的とするポスターの制作や、オンラインＴＶ広告事業等を実施いたしました。

「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心・安全を提供する取組として、ケーブルテレビ光化整備工事を実施いたしました。

ここまで主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

まず、一般会計ですが、歳入の主なものは、第１は、地方交付税38億8,505万9,000円、第２は、町税19億4,583万6,596円、第３は、繰入金 9 億4,581万2,000円、第４は、国庫支出金 8 億3,836万4,837円、第５は、県支出金 6 億1,248万5,371円であります。

次に、歳出の主なものですが、第１は、民生費25億877万8,723円で、低所得者世帯物価高騰支援給付金や定額減税調整給付金などの物価高騰対策のほか、高齢者福祉、障害者福祉などの各種福祉事業費や、認定こども園費、児童措置費、母子福祉費などの児童福祉費が主なものであります。

第２は、総務費17億8,684万9,974円で、地域公共交通対策事業のほか、ケーブルテレビ施設光化事業に係る特別会計への繰出金、地域おこし協力隊事業、移住定住促進事業などが主なものであります。

第３は、教育費11億4,361万1,993円で、小川中学校体育館のＬＥＤ化改修工事などの施設整備事業費のほか、学校教育や社会教育、社会体育の振興に要した経費が主なものであります。

一般会計決算の内容ですが、歳入総額101億5,118万6,295円、歳出総額92億5,752万8,576円、歳入歳出差引額は 8 億9,365万7,719円であります。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額5,170万1,000円を控除すると、実質収支額は 8 億4,195万6,719円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、財政調整基金に 5 億円の繰入れを行いました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計ですが、施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル

放送などの再放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送による行政情報等の提供に努めました。また、那珂川町ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心・安全を提供する取組として、第２期ケーブルテレビ施設光化整備事業を推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額13億2,156万2,516円、歳出総額13億450万2,895円、歳入歳出差引額は1,705万9,621円となりました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、保険給付のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診断などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額19億1,238万546円、歳出総額18億6,639万9,886円、歳入歳出差引額は4,598万660円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、栃木県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診査などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額2億6,915万8,332円、歳出総額2億5,885万9,753円、歳入歳出差引額は1,029万8,579円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額21億9,721万2,029円、歳出総額19億9,776万6,578円、歳入歳出差引額は1億9,944万5,451円となりました。

次に、水道事業ですが、安全な水道水を安定供給するとともに、導水管や配水管の布設替え工事のほか、水道施設の更新工事などを実施いたしました。収益的収支につきましては、収益3億7,182万5,365円に対し、費用は3億5,402万1,478円で、純利益は1,780万3,887円となりました。

最後に、下水道事業ですが、公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、下水道施設の耐震補強工事や維持管理のほか、施設の老朽化対策工事などを実施いたしました。なお、令和6年度から、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合し、企業会計に移行されております。収益的収支につきましては、収益4億3,530万6,185円に対し、費用は3億8,576万5,285円で、純利益は4,954万900円となりました。

以上、那珂川町各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては、監査委員から決算審査における意見書を頂いておりますので、併せてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を招集いたします。

◎休会について

○議長（益子明美） ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

5日から16日までの12日間は、決算審査特別委員会、議事整理及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますがこれに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、5日から16日までの12日間は会議を休会とすることに決定しました。

5日から16日までの12日間は、本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 37 分